

## 安保法案の異様な採決 独裁制は「民主的」に始まる

表題は『AERA』2015年10月5日号掲載、内田樹さんの”eyes”の見出しである。内田さんらしい、鋭く示唆に富むところが多いので、書き写しておきたい。

安全保障関連法案がきわめて異様なかたちで採決された。与党は「勝利」を言祝いでいるようだが、私の耳には「立憲デモクラシーの弔鐘」が聞こえる。

法案審議は最初から最後まで異常であった。4月に首相は米議会で「夏までには成立させる」と誓言をなした。まだ法案が国会に提出される以前のことである。このことは、法律制定の権利は「国権の最高機関」たる国会ではなく内閣にあるという首相自身の内面の思いをはしなくも露呈させたものだった。

カントは『永遠平和のために』の中で、独裁を定義して、「法の制定者と法の執行者が同一である政体」と書いている。カントの定義に照らせば、この米議会ででの発言は首相が独裁制の開始を宣言したに等しい。

独裁制というのはある日統治者が「今日から独裁制が始まる。反対するものは投獄」というようなわかりやすいかたちで始まるものではない。形式的にはあくまで民主的な手続きを経て「圧倒的な民意の支持を得た」という口実の下に行われる。ワイマール共和国議会はヒトラーへの全権委任に賛同したし、フランス第三共和政議会はペタン元帥に憲法制定権を賦与した。安倍首相が米議会で「立法権は内閣がグリップしている」と宣言したときに、日本の独裁制はすでに始まっていた。でも、日本国民はその事実気づいていなかった。安保法案そのものは違憲性が指摘され、歴代内閣の憲法解釈との不整合が指摘され、立法事実の欠如が指摘され、国際情勢の無理解が指摘されたが、何を指摘されても政府は動じるふうがなかった。それは立法権が行政府に事実上すでに移管され、国会審議は「ただのセレモニーにすぎない」ということ、国会はもはや国権の最高機関ではなく、国民はもはや主権者ではないという事実を、メディアを通じて国民に刷り込むことが国会審議の真の目的だったからである。そして、安倍政権はそれに確かに成功したのである。

戦後70年続いた日本の立憲政治の終わりを私たちは前にしている。立憲政治が扼殺された現場に私たちは立ち合った。私たちがこの先もまだ主権者であろうとするなら、私たちが採るべき道ははっきりしている。



(2015年10月2日)